

◆ 主な意見

発 言 者	発 言 内 容
1 開 会	
事務局	開催宣言
尾崎副会長	あいさつ
2 議 事	
事務局	(1)「休止中の夜間対応型訪問介護事業所について」説明
永井委員	宇都宮市の夜間対応型訪問介護事業所について、他の事業所はどのような状況なのか。
事務局	(夜間対応型訪問介護事業所が) もう一箇所あったが、やはり利用者が確保できないということで、昨年度に既に廃止となっている。
尾崎副会長	つまり、事業所としては2箇所あったが、どちらも廃止ということか。
事務局	その通りである。
永井委員	夜間対応型訪問介護事業所はもうできないということか。
事務局	夜間対応型訪問介護事業所は、市の第3期介護保険事業計画に整備が位置付けられ、市内で2箇所整備され運営開始となったが、どちらも利用者が伸び悩み、休止や廃止に追い込まれたということで、実際の運営は大変厳しかったということである。
永井委員	手を挙げる事業者がいれば、夜間対応型訪問介護事業はできるのか。
事務局	市の第3期介護保険事業計画（平成18年度から平成20年度まで）において、夜間対応型訪問介護事業所を2箇所整備する計画となっており、平成20年度に2箇所の夜間対応型訪問介護事業所が開設した。 次期の第4期介護保険事業計画（平成21年度から平成23年度まで）の策定時点では、夜間対応型訪問介護事業所が2箇所あったため、追加で整備するという考えはなかった。 今般の第5期介護保険事業計画の策定に際しては、これまで事業を行ってきた夜間対応型訪問介護事業所が、利用ニーズがないということで休止や廃止となっていることから、また新たに整備するということは考えていない。

永井委員	事業所の指定に関することや事業所の適正な運営に関すること、これらがこの委員会に課せられた責務であると思うが、今後、事業所の指定をする際には、慎重に対応しなければならない。
小林委員	この事業は、手を挙げた事業者が行ったということか。
事務局	公募を実施し、選定事業者が整備し事業を開始したものである。
小林委員	現実問題として事業廃止はやむを得ないものとして、整備の際の補助金の取扱いについては、どのように考えているのか。
事務局	補助金を活用し購入した備品等については、購入した備品ごとに財産処分としての制限期間というものがあり、その期間が過ぎる前に廃棄したり売却したりすることに対し、国に申請し承認を受けてから処分することになる。 今回も、法人で処分する方法が決まった時点で、申請手続に入ることとなり、必要であれば補助金の返還手続が生じることとなる。
小林委員	購入した備品等を他に活用することについてはどう考えているか。
事務局	今回の介護保険法の改正で、24時間対応できる定期巡回・随時対応サービスという新サービスが平成24年4月から創設され、市の次期計画において、その整備計画があれば、そちらで備品等を活用することも考えられるが、整備計画は現時点では決まっていないため、すぐに他で活用できるという方向性が見えてきているまでには至っていない。
小林委員	何か決まったらどうするというのではなく、補助金により整備した事業であるから、廃止の際にも、補助金が使われたものの取扱いなどをこの委員会に報告していただく必要があるのではないか。
事務局	事業廃止の場合、補助金により事業者が購入した備品等については、財産処分ということになるが、一定金額以上で購入したものが財産処分の対象であり、一定期間使用すれば、減価償却と同様に償却期間が終わったということで対象外になる。 今回、財産処分の対象となるのが、オペレータ受信システムだが、他の法人がそれらを使用し、夜間対応型訪問介護事業をやりたいというのであれば利用することもできるが、なかなか難しい状況である。
永井委員	補助金の取扱いについての結果報告はどうか。
事務局	事業が廃止となり、国の指導を受けながら財産処分を行っていくこととなるが、その経過については、後で報告させていただく。

尾崎副会長	では、休止中の夜間対応型訪問介護事業所について、当委員会としての意見をまとめると、補助金を活用したものの事後処理について、当委員会に報告していただくということで、必要な手続等を進めてもらうこととする。
委員一同	了承
事務局	(2)「第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）における地域密着型サービス事業所の整備状況について」説明
永井委員	第4期介護保険事業計画の中で、認知症対応型通所介護の未整備圏域が多いということだが、手を挙げる事業者が少ないということか。
事務局	認知症対応型通所介護事業所は、認知症の方のみ対象としたデイサービスであるが、一般のデイサービスでも認知症の方は利用できるのに、認知症の方だけに限定したものとすると、利用者が少ないという現状があり、なかなか事業者の手が挙がらない。
永井委員	第4期介護保険事業計画では、手を挙げる事業者が少ないということで、未整備圏域が多く残った。これを踏まえて第5期介護保険事業計画を策定しているということでしょうか。
事務局	地域密着型サービス事業というのは、平成18年度に創設された制度であり、制度開始から3年経過したところで策定された第4期介護保険事業計画から募集したため、まだ3年弱で整備がなかなか進まなかったということはあった。 また、市内を25箇所に分け日常生活圏域を設定しているが、人口や高齢者の数・率、地域性なども違う中、圏域ごとに1事業所ずつ整備するということが続けていくのかどうかということもある。それを踏まえ第5期介護保険事業計画の中では整備を検討している。
永井委員	第4期介護保険事業計画が今年度で終わるが、反省点や地域密着型サービスを取り巻く環境に変化がある中、それらを踏まえて策定した第5期介護保険事業計画については、当委員会への報告などはあるのか。
事務局	計画は3月までに策定されるため、その結果については、次回の委員会などでご提示できると思われるが、当委員会の次回開催が新年度になってからの予定のため、計画策定の経緯などをご報告することは難しい状況である。

近藤委員	圏域ごとの人口規模や地域性がある中、全ての圏域に同じように1事業所ずつ整備するという方向性では、事業自体が立ち行かなくなってしまう。第5期介護保険事業計画の策定にあたっては、人口や地域性を勘案した計画であれば、事業者も参入しやすいのではないか。
永井委員	地域密着型サービスということで、地域性を考慮した計画でないという意味がない。
尾崎副会長	では、第4期介護保険事業計画期間（平成21～23年度）における地域密着型サービス事業所の整備状況について、当委員会の意見としては、第4期介護保険事業計画における地域密着型サービスの整備状況を踏まえ策定された第5期介護保険事業計画の概要について、次回の委員会などで報告していただくということとする。
委員一同	了承
事務局	(3)「平成24年度の地域密着型サービス事業所の新規指定（予定）について」説明
岡地委員	認知症対応型通所介護の中に併設型事業所とあるが、これは合築になるのか、それとも建物は別ということで整備しているのか。
事務局	建物は一体であり、広域型の特別養護老人ホーム内に区画を分けて一緒に整備している。こちらは広域型の特別養護老人ホームの公募の際に、併設する事業所として一体的に整備するというので、認知症対応型通所介護の整備部分には補助は行っていない。
永井委員	平成24年度の新規指定というのは、第5期介護保険事業計画に基づく指定ということか。
事務局	第4期介護保険事業計画に基づき、平成23年度に整備している事業所ということである。整備が完了してから事業所指定を行うので、その開設が平成24年度に入ってからになるということである。
近藤委員	震災の影響もあって、工事着工が遅れた施設もあるので、指定についても若干遅れているようだ。
尾崎副会長	では、平成24年度の地域密着型サービス事業所の新規指定（予定）についての当委員会の意見としては、特に異議なしとする。
委員一同	了承

事務局 (4)「平成24年度の地域密着型サービス事業所の指定更新について」
説明

小林委員 資料の中に協力歯科医療機関が記載されているが、既に廃業した歯科医療機関や協力歯科医療機関の定めのない事業所がある。

事務局 資料に記載のものは、新規の(初回の)指定時のものだったりするので、更新を受ける際の書類では適切なものになる予定である。

小林委員 協力医療機関等の距離制限はないのか。

事務局 距離制限は特にない。

小林委員 往診の場合は16キロ以内との規定があるので、それらについては各事業所に確認すること。

岡地委員 監査や指導はどのくらいの頻度で実施しているのか。

事務局 国の方針によって、平成20年度から5年間ですべての営利法人が運営する事業所について、監査を行うこととされている。
また、通常の実施指導には、特に決まった頻度はないが、少なくとも3年に一度以上は実施している。

岡地委員 監査や指導の際の指摘事項について、現在は改善されているとあるが、これはどのようにして確認しているのか。

事務局 監査や指導の指摘事項については、改善報告書として文書で提出していただいております。改善結果が分かるような資料も併せて添付していただくことにより状況を確認している。

尾崎副会長 では、平成24年度の地域密着型サービス事業所の指定更新については、監査や指導の際に、協力歯科医療機関なども指導していただくということを当委員会からの意見とする。

委員一同 了承

3 その他

事務局 現委員が平成24年3月をもって任期満了となるため、各委員の所属する団体から新任委員の推薦をお願いしていることを説明

4 閉会

尾崎副会長

あいさつ

(閉会)

以上